

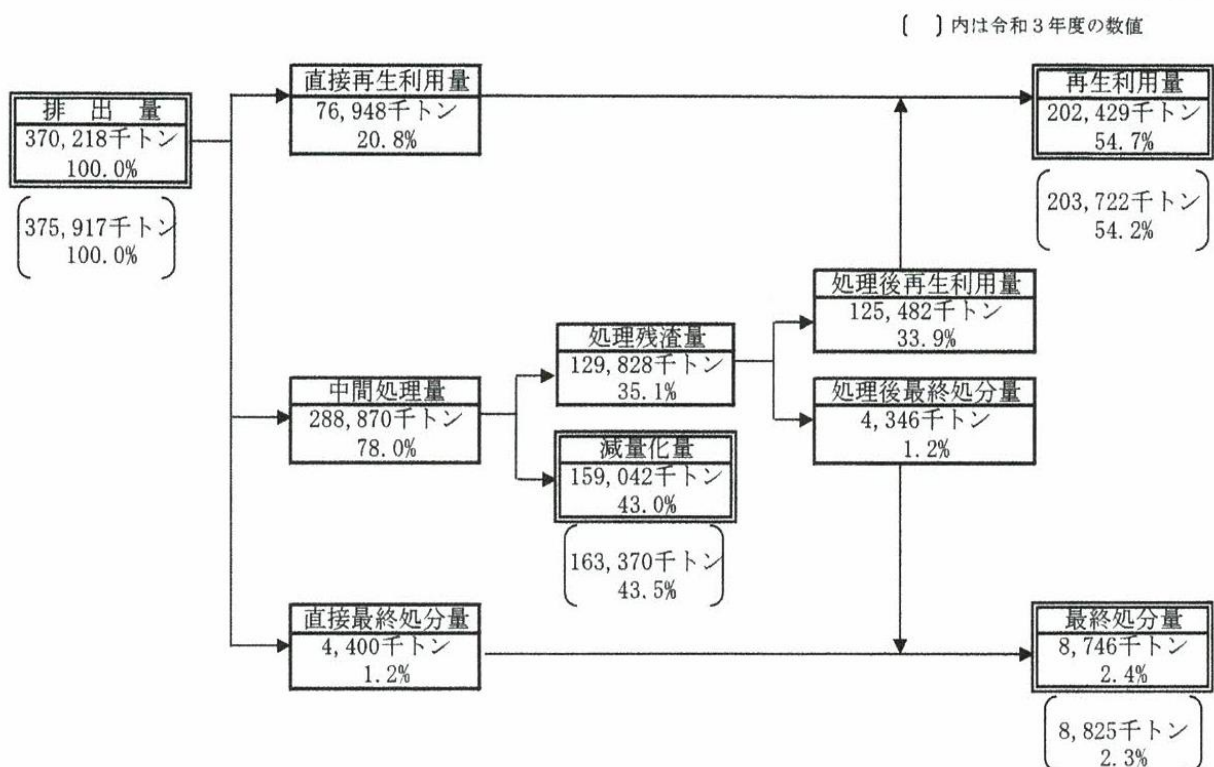
## KAMA ちゃんの「廃棄物ひとくちコラム」

## 産業廃棄物の発生及び処理の状況について（その2）

前回は、国内における産業廃棄物の発生状況について書きましたが、今回は発生した産業廃棄物がどのように処理されているかについて書いてみたいと思います。

国内で発生した3億7千万トンの産業廃棄物は、下図のように処理が行われています。

## 全国産業廃棄物の処理フロー（令和4年度）



発生した産業廃棄物のうち、約80%の2億9千万トンが中間処理に供されています。そして、処理残渣として1億3千万トンが生じますが、ここで、処理残渣を上回る「減量化量」という聞きなれない言葉が登場します。減量化量とは①汚泥の脱水・乾燥による水分の分離②廃棄物の焼却によるガス化などにより、廃棄物でなくなった量を指します。例えば、先月号コラムに記載した汚泥の含水率計算事例では、含水率99%1トンのスラリーから含水率75%45キロのケーキにする中間処理をしていますので、この時の減量化量は、脱水により汚泥から分離された離脱水量955キロとなります。

中間処理に供された産業廃棄物の55%が減量・非廃棄物化されているという点で、産業廃棄物処理の大きなポイントになっていることと、その中心になっているのが脱水・焼却処理であることが

わかります。

次に、この処理フローで注目すべき点は、発生量の55%に当たる2億トン強が再生利用されていることです。さらに言えば、発生量3億7千万トンのうち、1億6千万トンは減量化量として減失しているのですから、差し引いた2億1千万トンの大部分が再生利用に供されていることは、驚きで、最終処分量は、発生量の僅か2.4%の880万トンに留まっています。最終処分は例外なく埋立処分のことですので、全国的な最終処分場不足の中で、再生利用を目的とした中間処分の重要性が大きくなっている状況が読み取れますし、どうしても再生利用できない物の受け皿として埋立地が必要不可欠であることを表しています。